

その他答申への対応状況

中央環境審議会答申(「今後の環境影響評価制度の在り方について」)への対応状況

(対応済みの事項)

○スコーピング手続について

(答申の記述)

「方法書段階での説明会の導入について検討する場合には、環境省が方法書の位置づけを明らかにするとともに、運用上のガイドラインや一般的な用語解説を作って事業者の負担軽減についてあわせて措置することが必要である。」

(対応状況)

方法書段階における説明会の位置づけ及び開催に係る留意事項を整理し、「方法書段階における説明会開催に関する留意事項(平成25年1月)」として取りまとめ、都道府県等に通知した。

○環境影響評価手続に係る情報交流について

(答申の記述)

「希少種の生息地等に関する情報や安全保障の観点からの情報等の管理、電子公開を行う際のシステムの整備等、電子化に伴い想定される問題点について整理・議論をした上で、環境影響評価図書の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきである。」

(対応状況)

インターネットを利用した環境影響評価図書の公表に関する実施手順や希少種の生息地等に関する情報等、公表に際しての留意すべき事項を整理し、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方(平成24年3月)」として取りまとめ、都道府県等に通知した。

○環境影響評価における審査の透明性確保について

(答申の記述)

「環境大臣意見の形成過程において透明性や社会的な理解を高める観点から、有識者の意見をよりの確に踏まえることが望ましいと考えられることから、その具体的な方法について検討することが必要である。」

(対応状況)

施行規則に位置づけ、当規則に基づき平成24年に環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員及び個別事業助言委員を設置するとともに、意見聴取が必要と判断される事業の選定及び当該事業の審査に係る助言を得た。

○環境影響評価に関する情報の発信と整備について

(答申の記述)

「電子化された環境影響評価図書及び事後調査報告書に含まれる環境情報を国においてデータベースとして収集することにより、他の事業者、地方公共団体や地域住民が、SEAや事後調査を含む事業の実施段階における環境影響評価の実施に当たって当該情報を利用できるような仕組みを検討すべきである。その際、的確な助言もできる環境影響評価についての専門性を有する人材の育成も求められる。

(対応状況)

配慮書や事後調査に必要な情報等が、一般国民、事業者及び地方公共団体に広く活用されるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において自然環境情報等に関する情報の拡充をすることとしている。

また、環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、実務関係者を対象とした研修を全国各地で実施している。

(対応について引き続き検討が必要な事項)

○将来的に実施が見込まれる事業への対応

「放射性廃棄物最終処分場での最終処分の開始は平成40年(2028年)代後半目途であり、二酸化炭素の回収・貯留については平成32年(2020年)までの実用化が目指されている等、これらの事業は現時点では実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上でこの法律の対象に追加するかどうかを判断すべきである。」

○環境影響評価の事業への反映について

「法の対象事業について許認可等を行った際に、環境影響評価の結果をどのように考慮したかを公表する仕組みを設けるべきとの意見もあるが、他制度での類似の事例が少ないことや個別法で対応するべきとの考え方もあることも踏まえ、導入の可能性について検討することが適当である。」

○環境影響評価の項目及び技術について

「生物多様性オフセットは、生物多様性の損失を最小限にする手段の一つとして有効な一面もある。まずは、国内外の事例の蓄積が必要であり、基本的事項の検討の場において具体的に議論すべきである。」

○戦略的環境アセスメントの充実に向けて

将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要がある。

○環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続

「環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続については、上述の他制度との整合性等にも十分に留意し、今後の課題として検討していくことが必要である。」